

自動車交通騒音常時監視結果について

富里市では、令和３年度に市内の幹線道路３路線３地点で、自動車騒音の測定を実施し、面的評価を行った。

１ 自動車交通騒音測定結果及び環境基準達成状況

自動車騒音測定の結果、八日市場佐倉線は夜間が環境基準未達成、東関東自動車道、富里酒々井線は昼夜どちらも環境基準達成であった。

単位：デシベル

測定地点番号	路線名	評価区間番号	測定地点	騒音測定結果 L A e q		環境基準		環境基準 達成状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	東関東自動車道	90	七栄	65	60	70	65	○	○
2	富里酒々井線	42850	新橋	65	59	70	65	○	○
3	八日市場佐倉線	60080	七栄	70	66	70	65	○	×

時間区分 昼間：午前６時～午後１０時 夜間：午後１０時～翌日の午前６時

２ 騒音に係る環境基準の地域評価結果（面的評価結果）

富里市内の評価対象区間における、道路に面する地域に立地している住居等を対象に自動車騒音の常時監視として面的評価を行った。

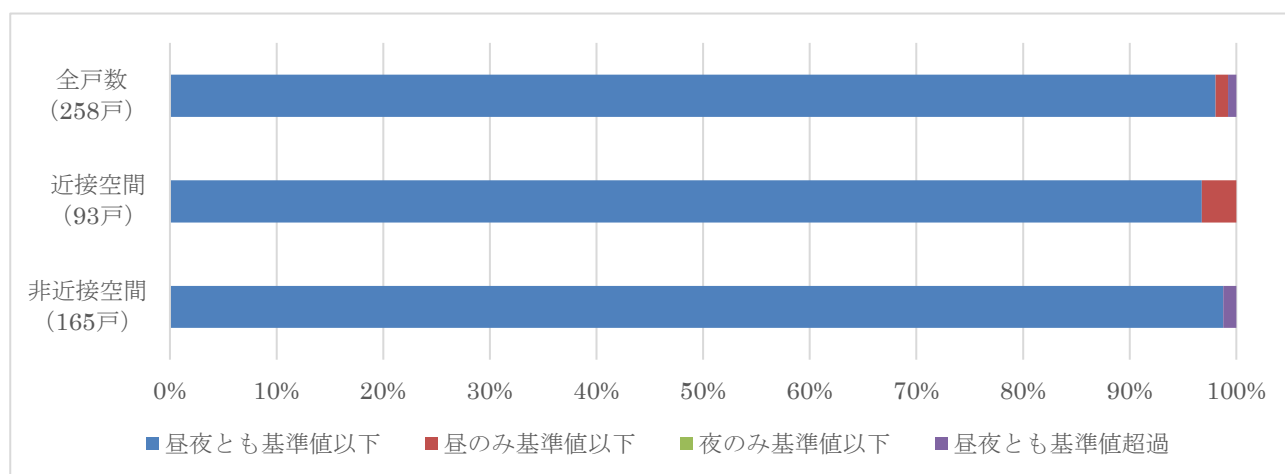
（１）環境基準の達成状況（全体評価：今年度対象区間）

今年度対象区間の全体評価について、全体（２５８戸）では昼夜とも基準値以下は２５３戸（９８．１％）、昼のみ基準値以下は３戸（１．２％）、夜のみ基準値以下は０戸（０％）、昼夜とも基準値超過は５戸（０．８％）となった。次に近接空間（９３戸）では昼夜とも基準値以下は９０戸（９６．８％）、昼のみ基準値以下は３戸（３．２％）、夜のみ基準値以下は０戸（０％）、昼夜とも基準値超過は０戸（０％）であり、非近接空間（１６５戸）では昼夜とも基準値以下は１６３戸（９８．８％）、昼のみ基準値以下は０戸（０％）、夜のみ基準値以下は０戸（０％）、昼夜とも基準値超過は２戸（１．２％）となった。

表１ 対象区間の面的評価結果（今年度対象区間）

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合（％）	戸数	割合（％）	戸数	割合（％）	戸数	割合（％）
全戸数 （２５８戸）	２５３	９８．１	３	１．２	０	０．０	２	０．８
近接空間 （９３戸）	９０	９６．８	３	３．２	０	０．０	０	０．０
非近接空間 （１６５戸）	１６３	９８．８	０	０．０	０	０．０	２	１．２

図1 対象区間の面的評価結果（今年度対象区間）



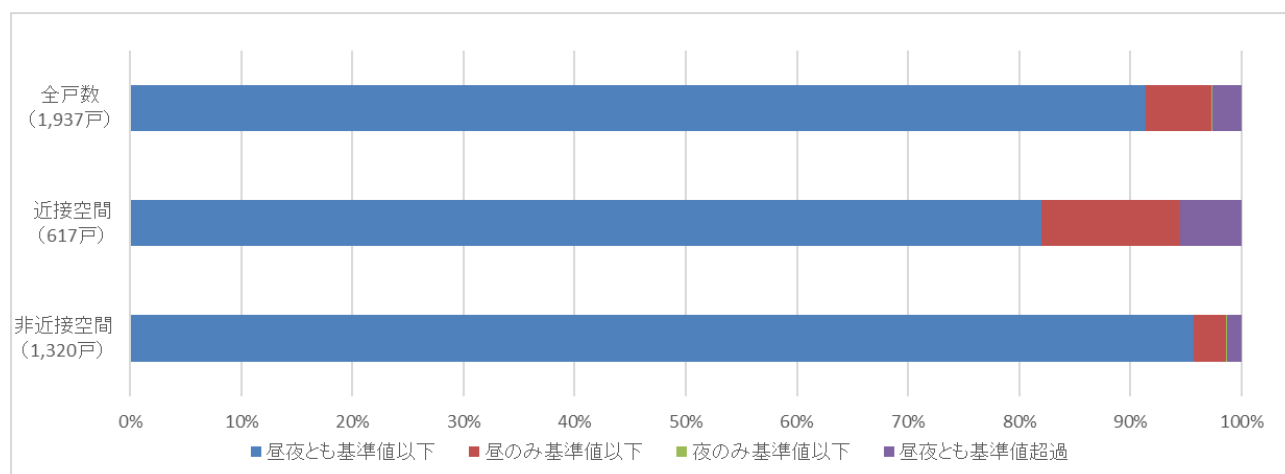
（２）環境基準の達成状況（全体評価：過年度を含む）

過年度を含む全体評価について、全体（1,937戸）では昼夜とも基準値以下は1,769戸（91.3%）、昼のみ基準値以下は115戸（5.9%）、夜のみ基準値以下は2戸（0.1%）、昼夜とも基準値超過は51戸（2.6%）となった。次に近接空間（617戸）では昼夜とも基準値以下は506戸（82.0%）、昼のみ基準値以下は77戸（12.5%）、昼夜とも基準値超過は34戸（5.5%）であり、非近接空間（1,320戸）では昼夜とも基準値以下は1,263戸（95.7%）、昼のみ基準値以下は38戸（2.9%）、夜のみ基準値以下は2戸（0.2%）、昼夜とも基準値超過は17戸（1.3%）となった。

表2 対象区間の面的評価結果（過年度を含む）

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合（%）	戸数	割合（%）	戸数	割合（%）	戸数	割合（%）
全戸数 (1,937戸)	1,769	91.3	115	5.9	2	0.1	51	2.6
近接空間 (617戸)	506	82.0	77	12.5	0	0.0	34	5.5
非近接空間 (1,320戸)	1,263	95.7	38	2.9	2	0.2	17	1.3

図2 対象区間の面的評価結果（過年度を含む）



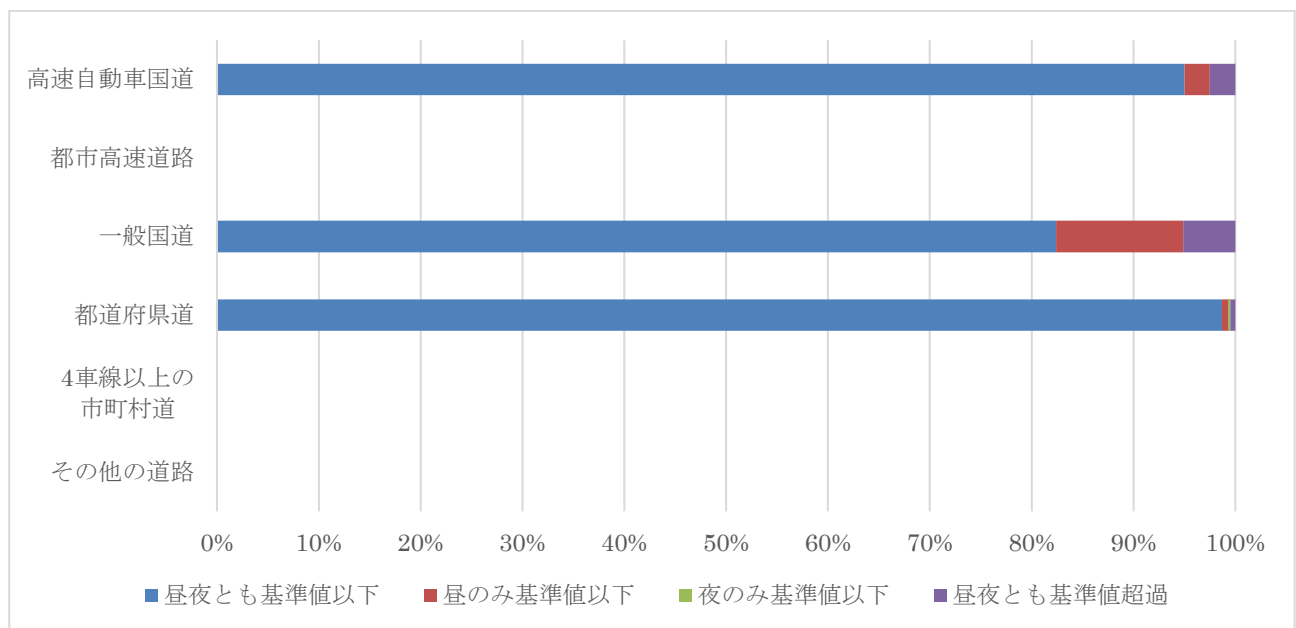
(3) 環境基準の達成状況（道路種類別評価：過年度を含む）

過年度を含む道路種類別評価は、「高速自動車国道」では、昼夜とも環境基準を達成した割合は91.3%、昼のみ基準値以下は5.9%、昼夜とも基準値超過は2.6%となった。「一般国道」では、昼夜とも環境基準を達成した割合は82.4%、昼のみ基準値以下は12.5%、昼夜とも基準値超過は5.1%となった。「都道府県道」では、昼夜とも環境基準を達成した割合は98.7%、昼のみ基準値以下は0.6%、夜のみ基準値以下は0.2%、昼夜とも基準値超過は0.5%となった。

表3 道路種類別の面的評価の結果

	面的評価結果（全体）					面的評価結果（近接空間）					面的評価結果（非近接空間）				
	住居等戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値以下 ①	昼のみ 基準値以下 ②	夜のみ 基準値以下 ③	昼夜とも 基準値超過 ④	住居等戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値以下 ①	昼のみ 基準値以下 ②	夜のみ 基準値以下 ③	昼夜とも 基準値超過 ④	住居等戸数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値以下 ①	昼のみ 基準値以下 ②	夜のみ 基準値以下 ③	昼夜とも 基準値超過 ④
高速自動車国道	80 (100.0)	76 (95.0)	2 (2.5)	0 (0.0)	2 (2.5)	24 (100.0)	23 (95.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.2)	56 (100.0)	53 (94.6)	2 (3.6)	0 (0.0)	1 (1.8)
都市高速道路															
一般国道	858 (100.0)	707 (82.4)	107 (12.5)	0 (0.0)	44 (5.1)	223 (100.0)	121 (54.3)	72 (32.3)	0 (0.0)	30 (13.5)	635 (100.0)	586 (92.3)	35 (5.5)	0 (0.0)	14 (2.2)
都道府県道	999 (100.0)	986 (98.7)	6 (0.6)	2 (0.2)	5 (0.5)	370 (100.0)	362 (97.8)	5 (1.4)	0 (0.0)	3 (0.8)	629 (100.0)	624 (99.2)	1 (0.2)	2 (0.3)	2 (0.3)
4車線以上の 市町村道															
その他の道路															
全体	1,937 (100.0)	1,769 (91.3)	115 (5.9)	2 (0.1)	51 (2.6)	617 (100.0)	506 (82.0)	77 (12.5)	0 (0.0)	34 (5.5)	1,320 (100.0)	1,263 (95.7)	38 (2.9)	2 (0.2)	17 (1.3)

図3 道路種類別の面的評価の結果



(参 考)

(1) 自動車騒音に係る環境基準について

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）」を以下のように定めている。

地域の区分	基 準 値	
	昼 間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時から午前 6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間※については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

※幹線交通を担う道路に近接する空間

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線道路の場合は、道路端から 15 メートルまでの範囲
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線道路の場合は、道路端から 20 メートルまでの範囲

備考

A 地域：第 1 種低層住居専用地域及び第 1 種中高層住居専用地域

B 地域：第 1 種住居地域，第 2 種住居地域

C 地域：近隣商業地域，準工業地域，工業地域，第 1 特別地域